

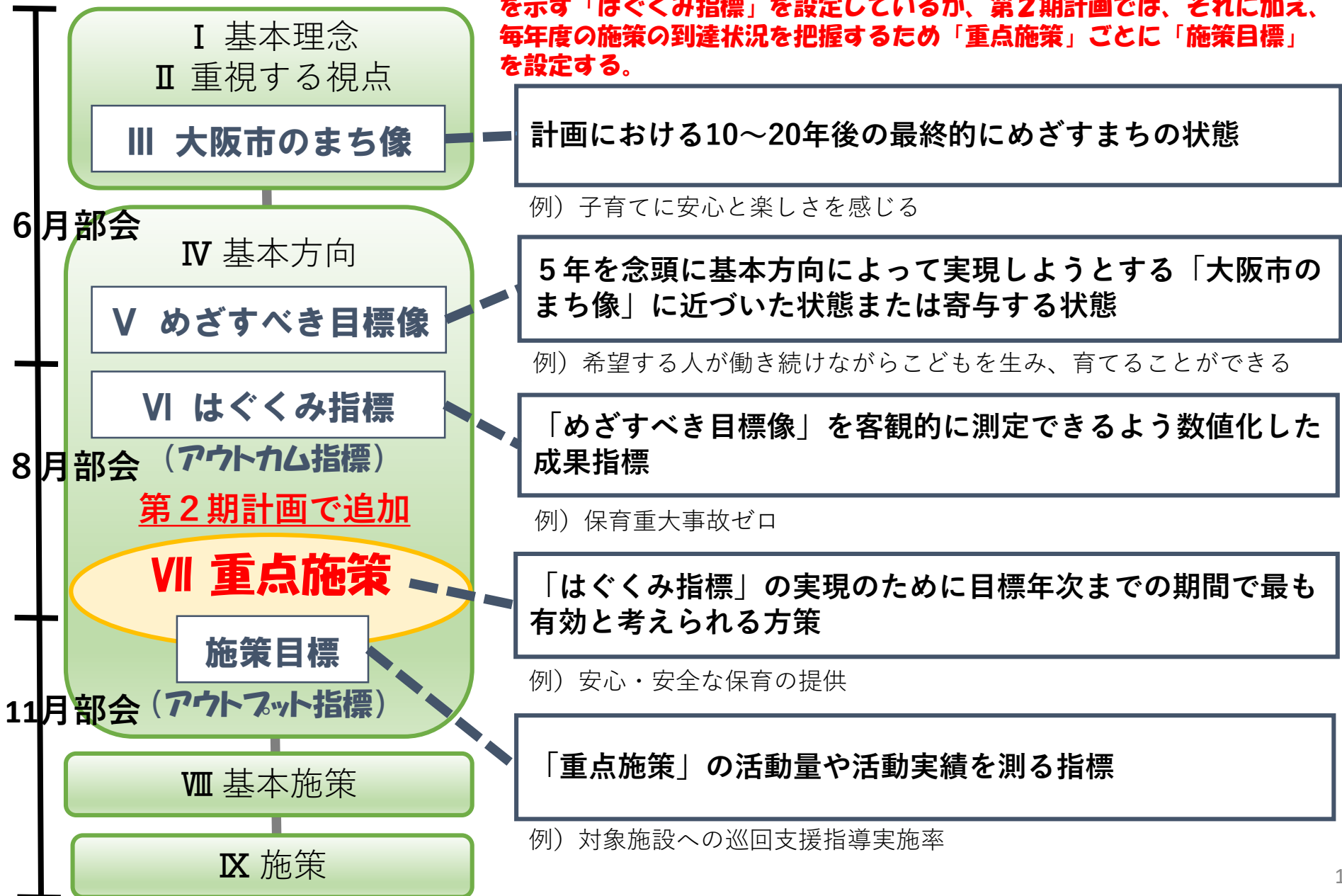
大阪市こども・子育て支援計画（第2期）

計画の基本的な考え方について

目次	
基本的な考え方（第2期計画）	P1
「Ⅰ 基本理念」	P2
本計画の対象	P3
「Ⅱ 重視する視点」	P4
「Ⅵ はぐくみ指標」（事務局案）	P5～10
「Ⅶ 重点施策・Ⅷ 基本施策・Ⅸ 施策」	P11

基本的な考え方（第2期計画）

第2期計画の構成



基本理念（第２期）

次代の大阪を担うすべてのこどもや青少年が、人権を尊重さ
れ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらとも
に育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社
会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることで
きる社会を、市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現し
ます。

部会（第１回・第２回）での委員意見

- ◎「こども」だけでなく、30歳代を含む「若者」も対象になってきている。
- ◎児童福祉法改正を踏まえ、基本理念に「こどもの人権の尊重」を加える必要がある。
- ◎「豊かな心」については、上位概念である「生きる力」に修正したほうが、包括的にこどもの育ちを支えることになる。
- ◎他者とのコミュニケーションや応答を通じて、他者と一緒に育つという点が重要である。

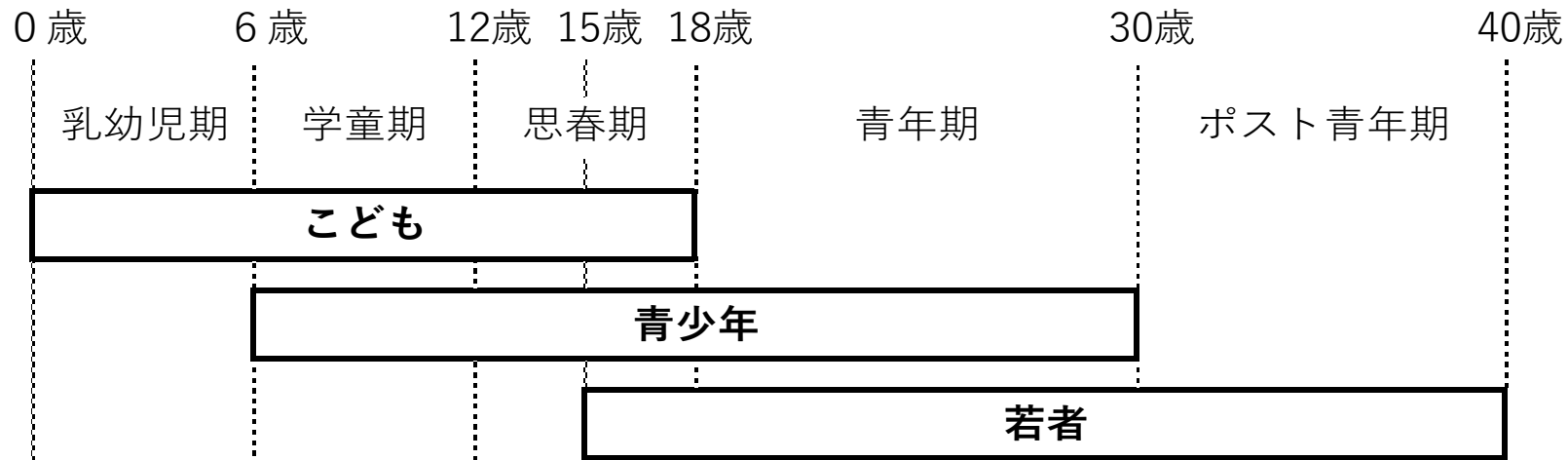
本計画の対象

本計画は、すべてのこども・青少年 (事業によっては若者を含む) と子育て家庭を対象とする。



こども、青少年、若者の区分について再定義

第2期計画

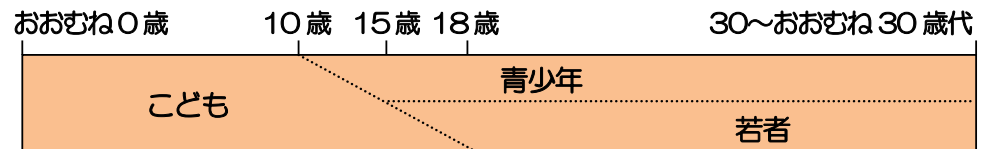


こども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。
(0歳～18歳)

青少年：学童期から青年期までの者。
(6歳～おおむね30歳)

若者：中学校卒業後から青年期の者。
事業によっては、40歳未満までの
ポスト青年期の者も対象となる。
(15歳～40歳未満)

(参考) 第1期計画



※ 本計画においては、おおむね小学校低学年頃までを「こども」、小学校高学年以降を「青少年」と表記しています。

※ 施策に応じて、おおむね義務教育修了以降を「若者」と表記しています。

※ 児童福祉法に基づく施策における「こども」は18歳未満を示しています。

「Ⅱ 重視する視点」

青少年の視点を反映する。 ※波線は第1回部会時（R1.6.25）に提示した修正、実線は今回追加の修正

1	こどもの視点を何よりも重視します 施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されることが重要です。また、こどもが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利をもっていることを踏まえた上で、一人ひとりの個性を大切に、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。
2	すべてのこども・<u>青少年</u>と子育て家庭が対象です 仕事と子育ての両立支援だけでなく、各家庭の状況に応じた個別支援や、 <u>一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援など</u> 、すべてのこども・ <u>青少年</u> と子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。
3	こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。
4	長期的な視野に立って支援します こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産及び子育てを支える切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現します。
5	大阪が持つ市民の力や多様な社会資源を最大限に生かします 大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・ <u>青少年</u> をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多様な社会資源が集積しています。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。
6	仕事と生活の調和を可能とする社会を実現します 企業と関係機関等と連携し、働き方を見直し、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。
7	社会総がかりでこども・<u>青少年</u>をはぐくみます 保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・ <u>青少年</u> は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。こども・ <u>青少年</u> を健やかにはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

「VI はぐくみ指標」 (事務局案)

基本方向 1

こども・青少年の「生きる力」を育成します

第1期計画 指標

○「**自分によいところがある**」
と思うこどもの割合

⇒ 目標達成できず

(目標値80%に対し、小学生が74.7%、
中学生が67.4%の実績)

○「**将来の夢や目標を持ってい
る**」と答えるこどもの割合

⇒ 目標達成できず

(目標値85%に対し、小学生が80.5%、
中学生が66.1%の実績)

○「**人の役に立つ人間になりたい**」
と思うこどもの割合

⇒ 概ね目標達成

(目標値93%に対し、小学生が94.1%、
中学生が92.5%の実績)

第2期計画 指標 (事務局案)

○「**自分にはよいところがある**」
と思うこどもの割合

⇒ 引き続き指標に設定

○「**将来の夢や目標を持ってい
る**」と答えるこどもの割合

⇒ 引き続き指標に設定

○「**学級の友達との間で話し合う
活動を通じて、自分の考えを深め
たい、広げたいすることができて
いますか**」に対して、肯定的に回
答するこどもの割合

⇒ 新規設定



「VI はぐくみ指標」 （事務局案）

基本方向1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

次代の大阪を担うこどもや青少年が、夢や希望をもって未来を切り拓き、いきいきと自立して生きることができる力をはぐくみます。

指標 「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合

⇒ 自立につながる自己肯定感に係る指標であり、引き続き指標として設定する。
目標値については、達成できなかった第1期計画の目標値を引き続き目標値とする。

現状値	小学生	74.7%	目標値（R 6）	小学生	80%
	中学生	67.4%		中学生	80%

指標 「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合

⇒ 夢や希望につながる指標であり、引き続き指標として設定する。
目標値については、達成できなかった第1期計画の目標値を引き続き目標値とする。

現状値	小学生	80.5%	目標値（R 6）	小学生	85%
	中学生	66.1%		中学生	85%

指標 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか」に対して、肯定的に回答するこどもの割合

⇒ 基本理念に新たに追加された「ともに育ち合い」につながる指標として、新たに設定する。
目標値については、全国平均の現状値を目標値とする。

現状値	小学生	69.5%	目標値（R 6）	小学生	74%
	中学生	61.5%		中学生	74%

「VI はぐくみ指標」 (事務局案)

基本方向 2

安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

第1期計画 指標

○子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合

⇒ 目標達成できず

(目標値80%に対し、就学前児童が77.5%、就学児童が73.9%の実績)

○「朝食を毎日食べていない」と答えるこどもの割合

⇒ 目標達成できず

(小学生について目標値5%に対し6.2%の実績、中学生について目標値8%に対し10.7%の実績)

※ 基本的生活習慣の獲得の度合いを測る1つの要素であり、自己肯定感と関連性がある

○25～44歳の女性の有業率

⇒ 目標達成

(目標値72%に対し75.3%の実績)

第2期計画 指標 (事務局案)

○子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合

⇒ 引き続き指標に設定

○「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合

⇒ 新規設定

○母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合

⇒ 新規設定



「VI はぐくみ指標」 （事務局案）

基本方向2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みや環境を充実します

地域の中で、自分にあったライフスタイルで、**安心**と**楽しみ**を感じながら、こどもを生み、育てることができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

指標 子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合

⇒ **子育ての楽しみに係る**指標であり、引き続き指標として設定する。
目標値については、達成できなかった第1期計画の目標値を引き続き目標値とする。

現状値	就学前児童 77.5%	目標値（R 6）	就学前児童 80%
	就学児童 73.9%		就学児童 80%

指標 「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合

⇒ **子育ての安心につながる**指標であり、引き続き指標として設定する。
目標値については、前回調査時（H25）の実績を目標値とする。

現状値	就学前児童 88.0%	目標値（R 6）	就学前児童 94%
	就学児童 90.2%		就学児童 94%

指標 母子家庭の就業者のうち正社員・正職員の割合

⇒ めざすべき目標像に新たに追加した「**各家庭の状況に応じた個別支援の仕組み**」につながる指標として、新たに設定する。
目標値については、全国の現状値に伸び率を加味して目標値とする。

現状値	42.4%	目標値（R 6）	46.1%
-----	-------	----------	-------

「VI はぐくみ指標」 (事務局案)

基本方向 3

こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

第1期計画 指標

○「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合

⇒ 目標達成できず

(目標値70%に対し、就学前児童が65.6%、就学児童が69.9%の実績)

○「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合

⇒ 目標達成できず

(目標値20%に対し、就学前児童が36.3%、就学児童が28.4%の実績)

○「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思うこどもの割合

⇒ 概ね目標達成

(小学生について目標値97%に対し96.7%の実績、中学生について目標値93%に対し93.8%の実績)

第2期計画 指標 (事務局案)

○「子育てが地域の人（もしくは社会で）支えられてる」と感じる保護者の割合

⇒ 引き続き指標に設定

○「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合

⇒ 引き続き指標に設定

○社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合（里親、ファミリーホーム、小規模グループケア）

⇒ 新規設定



「VI はぐくみ指標」 （事務局案）

基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

すべてのこどもや青少年が安全・安心な環境で育ち、社会の一員として自立できるよう、こどもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

指標 「子育てが地域の人（もしくは社会で）支えられてる」と感じる保護者の割合

⇒ 子育て家庭の不安等の解決を図るための環境に係る指標であり、引き続き指標として設定する。
目標値については、達成できなかった第1期計画の目標値を引き続き目標値とする。

現状値	就学前児童	65.6%	目標値（R 6）	就学前児童	70%
	就学児童	69.9%		就学児童	70%

指標 「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合

⇒ 子育て家庭の不安等の解決を図るための保護者の意識の指標であり、引き続き指標として設定する。
目標値については、達成できなかった第1期計画の目標値を引き続き目標値とする。

現状値	就学前児童	36.3%	目標値（R 6）	就学前児童	20%
	就学児童	28.4%		就学児童	20%

指標 社会的養護を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合 （里親、ファミリーホーム、小規模グループケア）

⇒ セーフティネットが必要なこどもに係る指標として、新たに設定する。
目標値については、「大阪市社会的養育推進計画」で定める数値目標を目標値とする。

現状値	33.1%	目標値（R 6）	検討中
-----	-------	----------	-----

「Ⅶ重点施策・Ⅷ 基本施策・Ⅸ 施策」

基本施策及び重点施策の項目は次のとおりであり、施策を含めた詳細は資料2のとおり。

重点施策について、支援会議（R1.10.3開催）での委員意見を踏まえ、**「障がいのある子どもと家庭への支援」を追加。**

	基本施策	重点施策
基本方向 1	・ こども・青少年が自立して生きる力の育成	・ 幼児教育・保育の普及と質の向上 ・ 学力の向上 ・ 道徳心・社会性の育成 ・ 健康や体力の保持増進 ・ 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会の充実
基本方向 2	・ 安心してこどもを生むことができる仕組みの充実 ・ 身近な地域における子育て家庭への支援の充実 ・ 家庭の状況に応じた子育て支援の充実 ・ 多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等の充実 ・ こども・青少年や子育て家庭が快適で安全・安心に暮らせるまちづくり	・ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実 ・ ひとり親家庭への支援の充実 ・ 障がいのある子どもと家庭への支援 ・ 待機児童を含む利用保留児童の解消 ・ 安心・安全な保育の提供
基本方向 3	・ 虐待の被害からこどもを守る仕組みの充実 ・ 社会的養育を必要とするこどもの養育環境の充実 ・ こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実	・ 児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる仕組みづくり ・ 里親への委託等の家庭的な養育の推進 ・ こどもの貧困対策の推進 ・ いじめへの対応 ・ 不登校への対応 ・ 若者への自立支援